



# 不動産取得申告書（承継取得用）

令和 年 月 日

不動産取得税 特例控除申告書  
不動産取得税 減額申告書

不動産の旧所有者欄に売主等の住所  
(現住所不明の場合は契約時の住所)  
及び氏名を必ず記入してください。  
(競売や公売による取得は記入不要)

兵庫県 県民局長  
県民センター長 様  
( 県税事務所)

この度不動産を取得しましたので、兵庫県税条例第53条第1項の規定により、次のとおり申告します。



住所(〒 - ) (所在地)	<b>不動産の旧所有者</b> 住所(所在地) 氏名(名称)
	不動産の所在地
<b>フリガナ</b> 氏名 (名称)	不動産の概要 地番(家屋番号) (建物の名称)
個人番号 (法人番号) <span style="float: right;">(印)</span>	地目(種類・構造)
[↑個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]	宅地 居宅 木造 瓦葺 田 共同住宅 鉄骨造 スレート葺 地上 階 畑 店舗 鉄筋コン造 亜鉛鋼板葺 山林 事務所 鉄骨鉄筋造 陸屋根 地下 階 雑種地 倉庫 軽量鉄骨造 公衆用道路 車庫 ( ) ( ) ( ) ( )
電話・携帯 ( ) - 番	取得持分(※取得持分が100%の場合は記入を省略しています。)
登記番号 第 号 取得 年 月 日	取得 年 月 日
取得原因 (遺贈・ )	取得持分(※取得持分が100%の場合は記入を省略しています。)
転居されている場合には新住所を記載してください。	地積(床面積)  平方メートル (ほかは別紙のとおり)
	用途

次に掲げる申告事項に該当する場合は、該当するものの番号を○で囲み、必要な書類をこの申告書に添付することにより、それぞれの申告があったものとします。(必要書類については同封の「不動産取得税のあらまし」◆もくじ(P.1)にて確認してください。)

- 1 自己の居住の用に供する既存住宅の取得に対する特例控除(兵庫県税条例第48条の2第4項)
- 2-(1) 特例適用住宅用土地の取得に対する減額(兵庫県税条例第56条第5項)
- 2-(2) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等用の土地の取得に対する減額(兵庫県税条例第56条第5項)

**申告についてのお知らせ**

- 1 記載された内容(登記内容)を確認のうえ、誤りがなければ**氏名のフリガナ、電話番号(日中の連絡先)、不動産の旧所有者**を記入・押印して、管轄の県税事務所へ**令和 年 月 日**までに申告してください。  
(誤りがあれば2重線で訂正してください。なお、**申告書の提出は郵送でも可能です。**)
- 2 複数の土地、家屋を取得した場合は、別添の「不動産取得申告書継続明細書」で記載内容(登記内容)を確認してください。
- 3 添付書類などについて、ご不明なことがありましたら、管轄県税事務所へお問い合わせの上、下記調査番号をお伝えください。
- 4 申告書の提出がない又は添付書類に不備がある場合は、軽減が受けられないことがあります。

※ 個人番号・法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により利用が認められる県税の賦課徴収に関する事務等の効率化などを目的に記載を求めるものです。

調査番号

# 不動産取得申告書（承継取得用）に係る添付書類について

## 1 自己の居住の用に供する既存住宅【※1】の取得に対する特例控除の申告（兵庫県税条例第48条の2第4項）

軽減内容	自己の居住の用に供する既存住宅を取得した場合に、既存住宅の新築された日に応じた控除額を価格から控除します。
添付書類	(1) 登録免許税の軽減措置を受けるために交付を受けた既存住宅証明書（住宅家屋証明書）のコピー及び自己の居住の用に供することを証明する書類（住民票上の住所と不動産の所在地が同一である場合は必要ありません。） (2) 既存住宅証明書のコピーがない場合には次の書類 ①建物の登記事項証明書、又は耐震基準適合証明書、②自己の居住の用に供することを証明する書類（住民票上の住所と不動産の所在地が同一である場合は必要ありません。）など

## 2 住宅用土地の取得に対する減額の申告（兵庫県税条例第56条第5項）

軽減内容	取得された土地が「特例適用住宅用」【※2】又は「自己の居住の用に供する既存住宅等【※3】用」の敷地で、要件の期間内に「特例適用住宅」の新築又は「自己の居住の用に供する既存住宅」の取得をした場合に、取得された土地に係る不動産取得税を軽減します。
添付書類	(1) 特例適用住宅用土地の取得の場合 ① 土地を取得した日から各要件の期間内に当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合で、住宅の新築まで引き続き土地を所有していた場合 ・登記事項証明書（建物・土地（新築の日以降に交付されたものに限る）） ② 土地を取得した日から各要件の期間内に当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合で、申告者から土地の譲渡を受けた者が住宅を新築した場合 ・登記事項証明書（建物・土地）・売買契約書（土地）・建築基準法の規定による確認済証 ③ 土地付き特例適用住宅（建売住宅）を取得した場合 ・登記事項証明書（建物） ・新築後1年を経過したものを取得した場合は自己の居住の用に供することを証明する書類（住民票上の住所と不動産の所在地が同一である場合は必要ありません。） (2) 自己の居住の用に供する既存住宅等用の土地の取得の場合 「1 自己の居住の用に供する既存住宅の取得に対する特例控除の申告」に同じ ※(1)において各階平面図（コピー）が必要な場合があります。

### 用語説明

【※1】「既存住宅」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する中古住宅で、その床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であるものをいいます。

- ① 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること。
- ② 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することが証明されたものであること。  
(取得の日前2年以内に証明に係る調査が終了したものに限り)

【※2】「特例適用住宅」とは、新築住宅で床面積が50平方メートル（戸建以外の貸家住宅にあっては、40平方メートル※）以上240平方メートル以下のものをいいます。

※高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅にあっては30㎡

【※3】「既存住宅等」とは、既存住宅及び新築された特例適用住宅（平成10年4月1日以後に新築される住宅に限られます。）でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地（平成11年4月1日以後に取得される土地に限られます。）について条例第56条第1項に規定する特例適用住宅用土地の減額の適用を受けるもの以外のものをいいます。